

池田泉州 TT 証券の証券総合取引約款・規定集の改定について

2020年4月1日付で、「約款・規定集」を一部改定いたします。

1. 改定内容

①改正民法施行に合わせた語句の改定

改正民法において「混合寄託」に係る規定が新設されたことから、本文中の「混蔵」を「混合」に改定いたします。

(当該改定箇所は、新旧対照表の記載を省略させていただきます。)

②その他の改定

改定箇所につきましては、下記の新旧対照表(下線部改定)をご覧ください。

2. 適用日

2020年4月1日

記

【新旧対照表】

●池田泉州 TT 証券の証券総合取引約款 第2章 証券の保護預り取引

新	旧
第19条(混合保管中の債券の抽選償還が行われた場合の取扱い) 混合して保管している債券が抽選償還に当選した場合における被償還者の選定および償還額の決定等については、当社が定める社内規程により公正かつ厳正に行います。	第19条(混蔵保管中の債券の抽せん償還が行われた場合の取扱い) 混蔵して保管している債券が抽せん償還に当せんした場合における被償還者の選定および償還額の決定等については、当社が定める社内規程により公正かつ厳正に行います。

※「混蔵」を「混合」に改定する箇所については、上記以外の該当箇所は、省略とさせていただきます。

●非課税上場株式等管理および非課税累積投資に関する約款

新	旧
第15条(届出事項の変更) 1. 第2条に基づく「非課税適用確認書交付申請書兼非課税口座開設届出書」の提出後、その届出事項に変更があったときで租税特別措置法施行令第25条の13の2第1項に該当するときは、遅滞なく同項に定める非課税口座異動届出書および同令第25条の13第27項に定める書類(住民票の写し、住民票の記載事項証明書、その他一定の書類)を提出していただきます。 2. 第2条に基づく「非課税適用確認書交付申請書兼非課税口座開設届出書」の提出後、租税特別措置法施行令第25条の13の2第4項に該当する移管がされることとなった場合において、引続き非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けようとするときは、同項に定める非課税口座移管依頼書を提出していただきます。	第15条(届出事項の変更) 1. 第2条に基づく「非課税適用確認書交付申請書兼非課税口座開設届出書」の提出後、その届出事項に変更があったときで租税特別措置法施行令第25条の13の2第1項に該当するときは、遅滞なく同項に定める非課税口座異動届出書および同令第25条の13第15項に定める書類(住民票の写し、住民票の記載事項証明書、その他一定の書類)を提出していただきます。 2. 第2条に基づく「非課税適用確認書交付申請書兼非課税口座開設届出書」の提出後、租税特別措置法施行令第25条の13の2第2項に該当する移管がされることとなった場合において、引続き非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けようとするときは、同項に定める非課税口座移管依頼書を提出していただきます。

以上